

商品概要説明書

教育ローン(一般型A)

(2024年4月1日現在)

商品名	教育ローン(一般型A)
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ただし、年金受給者または岐阜県農業信用基金協会が容認する場合については 1 年未満でも可とします。</p> <p>○教育施設（修業年限が 6 か月以上で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。</p> <p>(1) 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学</p> <p>(2) 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など）</p> <p>(3) 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部</p> <p>(4) その他職業能力開発校などの教育施設</p> <p>○居住実態が確認できる方（申出のあった住所の確認ができる方。）。 なお、農業者以外の自営業者の方は、本人または同居家族の持ち家にお住まいの方に限ります。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。</p> <p>(例)</p> <p>①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。</p> <p>②アパートの家賃等</p> <p>○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。</p>
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>○据置期間を含め 6 か月以上最長 15 年以内とします。</p> <p>○据置期間は、ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の 6 か月後までの範囲内とします。</p> <p>○ご返済期間は、ご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日から 9 年後までの範囲内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。</p>
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。

	<p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>														
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。														
担保	○不要です。														
保証人	○当JAが指定する保証機関（岐阜県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。														
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>保証料率は、年0.50%です。</p> <p>【100万円を約定利率年3%にてお借入された場合の一括支払保証料(例)】</p> <p>※在学期間中（4年または6年）を据置期間とした場合</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間 (ご返済期間)</td> <td>5年 (1年)</td> <td>7年 (3年)</td> <td>9年 (5年)</td> <td>11年 (7年)</td> <td>13年 (9年)</td> <td>15年 (9年)</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>22,684</td> <td>27,773</td> <td>32,959</td> <td>38,246</td> <td>43,635</td> <td>53,619</td> </tr> </table>	お借入期間 (ご返済期間)	5年 (1年)	7年 (3年)	9年 (5年)	11年 (7年)	13年 (9年)	15年 (9年)	保証料（円）	22,684	27,773	32,959	38,246	43,635	53,619
お借入期間 (ご返済期間)	5年 (1年)	7年 (3年)	9年 (5年)	11年 (7年)	13年 (9年)	15年 (9年)									
保証料（円）	22,684	27,773	32,959	38,246	43,635	53,619									
団体信用生命共済 (保険)	<p>○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <tr> <td>団体信用生命共済（保険）名</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.35%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.30%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.20%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.35%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%	団体信用生命共済（連生）	年0.30%				
団体信用生命共済（保険）名	加算利率														
団体信用生命共済（特約なし）	年0.20%														
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.35%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%														
団体信用生命共済（連生）	年0.30%														

	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.40%
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.50%	
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…無料 ②一部繰上返済の場合…無料 ※JAネットバンクによる一部繰上返済の場合、無料	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融管理部（電話：0584-73-8135）にお申し出ください。当JAでは規程の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 岐阜県弁護士会（電話：058-265-0020） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）	
その他	○ご融資対象子弟が高校から短大または大学等に進学される場合には、乗換融資をご利用いただけます。 乗換融資とは、当JAで進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関においても所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。	

JAにしみの